

第1・2・3・4すがはらクラブ後任事業者選定募集要領

1 目的

これまで、第1・2・3・4すがはらクラブを保護者会が運営してきたが、令和7年度末をもって事業終了となるため、後任の事業者を募集する。なお、事業の実施にあたっては、「野々市市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱」（平成15年3月31日野々市町告示第35号）（以下、「補助金交付要綱」という。）に基づき、運営費の一部について補助金を交付する（補助金交付団体という位置づけとする）。今回の募集は、補助対象団体候補の選定も兼ねており、第1・2・3・4すがはらクラブの後任事業者を選定することを目的とする。

2 施設の位置等

（1） 施設名所

第1・2・3・4すがはらクラブ

※後任の事業者が名称を変更することも可能であるが、事前に本市と協議することが必要となる。

（2） 所在地

第1・2・3すがはらクラブ 野々市市菅原町20番42号

第4すがはらクラブ 野々市市矢作3丁目3番地

（3） 施設面積

第1すがはらクラブ 専用区画 65.85 m²

第2すがはらクラブ 専用区画 62.92 m²

第3すがはらクラブ 専用区画 64.11 m²

第4すがはらクラブ 専用区画 130.17 m²

（4） 施設定員

第1・2・3・4すがはらクラブともに概ね40名前後

3 運営開始時期（開所時期）

令和8年4月1日

4 応募要件

応募事業者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（1） 法人格（社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人又は市長が適当と認める法人に限る）を有すること。

（2） 石川県内において、次のいずれかの事業の運営実績を有していること。

ア 放課後児童健全育成事業

イ 児童館

ウ 認可保育所

エ 認定こども園

オ 幼稚園

（3） 申請書類受付日において、直近3年間の法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税並びに

市町村税の滞納がないこと。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による手続きをしている法人でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (6) 野々市市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 13 条）第 2 条に掲げる暴力団及びそれらの利益活動を行う法人でないこと。

5 運営要件

運営にあたっては、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 事業の運営にあたっては、本要領のほか、放課後児童健全育成事業に係る関係法令等を遵守し、特に次の法令等に留意すること。

ア 児童福祉法

イ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚労省令第 63 号）

ウ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について（平成 26 年雇児発 0530 第 1 号）

エ 野々市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年野々市市条例第 16 号）

オ 放課後児童クラブ運営指針の改正について（令和 7 年こ成環第 16 号）

エ 放課後児童クラブ運営指針解説書について（令和 7 年こ成環第 89 号）

※引継ぎ期間中に法令の改正や関係通知等があった場合は、その対応方針及び対応時期について、市と協議の上、決定するものとする。

- (2) おやつ代、昼食代等実費は月額利用料と別途徴収し管理すること。
- (3) 対象児童は、主に菅原小学校に在籍している 1 年生から 6 年生までで、保護者が労働等で昼間家庭にいない児童。
- (4) 新 1 年生においても、当該年度の 4 月 1 日から受入すること。
- (5) 円滑な引継ぎ及び運営のため、本市との連絡調整担当（前事業者からの引継業務含む）及び補助金等の事務担当は、本人の退職・疾病・家族の介護等を除き、原則今年度及び来年度においては変更しないこと。

6 施設の使用要件

- (1) 施設の使用料（年額）は、無料とする。
- (2) 施設の維持管理にかかる全ての費用は事業者が負担する。
- (3) 事業者が使用中に器具等の破損、汚損した場合は、事業者が修復するものとする。
- (4) 施設の修繕は、本市と事業者が費用負担について協議するものとする。ただし、事業者の責めに帰すべき事由によって修繕の必要が生じたときは、事業者が修繕を行わなければならない。

7 運営費補助金

運営開始後（令和 8 年 4 月 1 日以降）の運営費の一部は、補助金交付要綱に基づく申請により、審

査を行った上で補助金を交付する。支払い時期については、年6回概算払いを行い、実績報告に基づき精算を行う。

(参考) 令和7年度支払予定日

回数	対象月	支払予定日
1回目	4・5月分	令和7年4月30日
2回目	6・7月分	令和7年7月31日
3回目	8・9月分	令和7年9月30日
4回目	10・11月分	令和7年11月28日
5回目	12・1月分	令和8年1月30日
6回目	2・3月分	令和8年3月13日
7回目	精 算	令和8年5月末日

※残りの運営費に関しては、事業者が保護者から月額利用料等を徴収するものとする。

※補助金交付要綱上の新規開所費相当分に関しては、新設ではなく後任事業者の選定のため、補助対象とならない可能性がある。

8 スケジュール

月 日	内 容
令和7年7月3日（木）	募集要領等の公表
令和7年7月10日（木）正午	施設見学申込期限 （施設見학을希望する場合のみ）
令和7年7月15日（火）又は 令和7年7月16日（水）	施設見学 ※施設見학을期限内に申し込んだ場合のみ ※時間の詳細は、施設見学の申込を行った場合のみ連絡する。
令和7年7月17日（木）正午	質問書の受付期限
令和7年7月24日（木）	質問書に対する回答（市ホームページ）
令和7年7月31日（木）正午	参加表明書及び企画提案書等の受付期限
令和7年8月7日（木）	参加資格審査結果の通知
令和7年8月27日（水）	プレゼンテーション審査及びヒアリング審査
令和7年8月29日（金）予定	選考結果の通知
選考結果の通知後	事業の引継ぎ等 ※新年度入所申込募集に関する募集案内や説明

	等も行うこと。 ※9月～運営開始時期まで
令和8年3月中	開始届、施設利用に関する覚書の提出
令和8年4月1日（水）	事業の開始

9 募集要領等の公表・配布

- (1) 配布開始 令和7年7月3日（木）
- (2) 配布方法 本募集要領等の一式を本市ホームページへ掲載する。

10 施設見学

施設見学を希望される場合は、令和7年7月10日（木）正午までに、以下の内容を記載の上、事務局に電子メールを送付すること。なお、来庁又は電話で受信の確認を行うこと。

令和7年7月15日（火）又は令和7年7月16日（水）で、施設確認をしていただく日時を設定する。施設の運営状況により希望に添えないこともある。

※来庁及び電話に関しては、平日午前9時から午後5時までとする。

＜メールに記載する内容＞

- ・法人名
- ・担当者名
- ・見学予定者数
- ・希望日時（第3希望まで記入）
- ・メールアドレス
- ・電話番号

11 質問の受付及び回答

本業務について質問がある場合は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類 質問書（別記様式第3号）
- (2) 提出期限 令和7年7月17日（木）正午
- (3) 質問書の提出方法 質問書に質問事項を記載の上、事務局に電子メールを送付すること。
なお、来庁又は電話で受信の確認を行うこと。
※来庁及び電話に関しては、平日午前9時から午後5時までとする。
- (4) 回答方法 令和7年7月24日（木）に質問者名を伏せて、本市ホームページ上に、掲載する。ただし、質疑の内容によっては回答できない場合がある。なお、回答に対する問い合わせ及び異議等は受け付けないこととする。

12 提出書類（参加申込）

- (1) 提出書類は、次のとおり提出してください。「事業者の名称なし」と指定している書類については、法人名、ロゴは記載しないこととする。

- ア 表紙（別記様式第 1 号） 正本 1 部、副本 1 部
- イ 参加表明書（別記様式第 2 号） 正本 1 部
- ウ 類似業務実績（別記様式第 4 号） 正本 1 部、事業者の名称なしの副本 7 部
- エ 事業計画書（案）（別記様式第 5 号） 正本 1 部、事業者の名称なしの副本 7 部
- オ 運営規定（案）（任意様式） 正本 1 部、事業者の名称なしの副本 7 部
- カ 安全計画（案）（別記様式第 6 号） 正本 1 部、事業者の名称なしの副本 7 部
- キ 誓約書（別記様式第 7 号） 正本 1 部

※必ず両面印刷し提出すること。

- ク 法人情報、資産状況に関する書類 正本 1 部

（ア）定款

（イ）寄附行為（学校法人のみ）

（ウ）履歴事項全部証明（登記簿謄本）

※3 か月以内に発行されたものの写し

（エ）申請時の法人役員名簿（役職、氏名、フリガナ、生年月日、住所を記載）

※必要に応じて、代表者または役員に暴力団員が含まれていないことを確認するため、警察に照会を行う場合がある。そのため、照会対象となるすべての役員から、当該照会に関する了承を事前に得ること。

（オ）財務諸表（直近 3 年分の貸借対照表及び損益計算書又はこれに対応するもの）

（カ）納税証明書（直近のもの）

- ・ 国税の納税証明書 → 「その 3 の 3（未納がないことの証明書）」
- ・ 県税の納税証明書 → 「滞納がないことの証明書」
- ・ 市町村税の納税証明書 → 「未納の税額がない旨の証明書」

（2） 体裁等

ア 表紙（別記様式第 1 号）に記載された注意点に従って作成・提出すること。

イ 用紙サイズについて、原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A 4 サイズに統一し、文字は MS 明朝体を使用し、10.5 ポイント以上で明瞭なものを提出すること。

ウ A 3 サイズの資料がある場合は、A 4 サイズにゼット折りすること。

（3） 提出期限 令和 7 年 7 月 31 日（木）正午まで

（4） 提出場所 野々市市役所 健康福祉部 子育て支援課
〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目 1 番地

（5） 提出方法 直接提出又は書留郵便（提出期限内必着）により提出すること。郵送により提出した場合は、提出期限最終日までに来庁又は電話で受け取りの確認を行うこと。
※来庁及び電話に関しては、平日午前 9 時から午後 5 時までとする。

（6） その他

ア 事業計画書（案）等提出書類の著作権は、応募団体に帰属する。ただし、本市が第 1・2・3・4 すがはらクラブ後任事業者選定募集に係る結果の公表等において必要と認める場合は、当該提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。提出された書類については、野々市市情報公開条例（平成 11 年 12 月 21 日条例第 22 号）の規定に基づき開示することがある。

- イ 提出期限後の提出書類の再提出、修正及び変更は原則として認めない。
- ウ 応募1団体につき、提出は1回とし、複数回の提出は認めない。
- エ 使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- オ 提出された書類は、返却しない。

13 プレゼンテーション審査及びヒアリング審査

プレゼンテーション審査及びヒアリング審査を次のとおり行う。

(1) 実施日・場所等

令和7年8月27日（水） 野々市市役所庁舎内

※参加資格審査結果の通知時に時間と場所を指定する。

(2) 実施時間

応募者は20分以内にプレゼンテーションを行うこと。その後ヒアリング（質疑応答）を10分程度行う。

(3) 出席者

3名までとし、原則、説明は事業計画書（案）（別記様式第5号）記載の「本市との連絡調整担当（前事業者からの引継業務含む）」又は「補助金等の事務担当」が行うこととする。

出席者は、提案者を識別し得る情報（社名、ロゴ、製品名等）を身に着けてはならない。

(4) プレゼンテーションの方法

- ・プレゼンテーションは、提出した書類のうち、事業計画書（案）（別記様式第5号）を中心として、類似業務実績（別記様式第4号）、安全計画（案）（別記様式第6号）に基づき行うものとし、追加提案や追加資料の提出は認めない。
- ・プロジェクターを使用する場合は、事前に申し出ること。また、使用するPC等の備品は全て提案者で用意すること。ただし、プロジェクター（RGB・HDMI 接続可能）及びスクリーンについては、本市が用意する。
- ・事業者が開始時間までに参集しない場合は失格とする。
- ・審査の順番は、原則として参加表明書の受付順とする。
- ・プレゼンテーション等は非公開とする。

14 選定方法等

選定方法及び通知方法は、次のとおりとする。

(1) 審査委員会の設置

「第1・2・3・4すがはらクラブ後任事業者選定審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置し、別紙「評価基準」により、評価点の最も高い参加者を選定する。

(2) 選定の方法

ア 資格審査

参加表明者から提出された参加表明書等の書類について、本実施要領に基づき、事務局において参加資格を確認する。参加資格をすべて満たさない場合は失格とする。

結果については、令和7年8月7日（木）に文章及び参加表明書（別記様式第2号）に記載されたメールアドレスあてに電子メールにて通知する。

イ プレゼンテーション審査及びヒアリング審査

参加資格を満たした者を対象に、審査委員会において、プレゼンテーション審査及びヒアリング審査を実施し、提案書、プレゼンテーション審査及びヒアリング審査の結果を基に総合的な評価を実施する。

(3) 結果の通知

結果の通知は、令和7年8月29日（金）に全ての参加者に文章で通知する。

ただし、審査に関する異議は一切受け付けない。

(4) 結果の公表

令和7年8月29日（金）以降に、本件の結果を本市ホームページで公表する（選定外となった事業者は「事業者A」等と法人名を伏せての公表とする）。

15 事業の引継ぎ等

選定となった場合は、本市との協議及び、現在の運営者の保護者会及び第1・2・3・4すがはらクラブの職員等からの引継ぎ等や、令和7年10～12月頃に実施する新年度（令和8年度）入所の申込に係る募集案内や説明等も行うこと。

また、運営開始前に児童福祉法に基づく開始届の提出及び施設利用に関する覚書を提出すること。

なお、この期間に、選定となった者（後任事業者）において係る経費（業務を行うにあたって発生する貴法人の職員における交通費や人件費等）は、選定となった者の負担とする。

16 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格となる。

- (1) 開始届提出までに「4 応募要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 本要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があったと本市が認める場合
- (6) その他審査委員会又は本市が不適格と認めた場合

17 辞退について

参加表明後、辞退することとなった場合は、速やかに辞退届（別記様式第8号）を提出すること。

なお、提出方法は、担当課に電話連絡の上、令和7年8月13日（水）正午までに持参又は郵送（必着）にて提出すること。

※来庁及び電話に関しては、平日午前9時から午後5時までとする（令和7年8月13日（水）は正午まで）。

18 その他留意事項

- (1) 本募集に係る経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 本募集は、補助対象団体候補の選定も兼ねた第1・2・3・4すがはらクラブの後任の事業者を選定するものであり、補助金の交付を担保するものではない。補助金の交付にあたっては、補助金交付要綱に基づき申請の上、本市の審査及び交付決定が別途必要となる。

- (3) 施設利用に関する覚書の締結後においても、本募集において失格事項に該当していたことが明らかになった場合又は本募集における提出書類において著しく実現性から乖離したものを提出していたことが明らかとなった場合は、施設利用に関する覚書の締結を取消し、補助対象団体候補の選定を取消しする場合がある。
- (4) 災害の発生等のやむを得ない理由により、本募集を実施することができないと認めるときは、中止又は延期する場合がある。その場合、要した費用は、全て参加者が負担するものとする。

19 事務局（担当課）

野々市市役所 健康福祉部 子育て支援課

〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目1番地

電話番号 076-227-6077

FAX番号 076-227-6252

電子メール kosodate@city.nonoichi.lg.jp